

(様式 5)

判断基準が法令の定めについて言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準 (申請に対する処分関係)

法令名	電気工事士法	根拠条項	4-2	資料番号	49	担当課	消防防災安全課
				許認可等の内容	電気工事士免状の交付		
<p>○電気工事士法 (昭和三十五年八月一日法律第百三十九号) (電気工事士免状)</p> <p>第四条 電気工事士免状の種類は、第一種電気工事士免状及び第二種電気工事士免状とする。</p> <p>2 電気工事士免状は、都道府県知事が交付する。</p> <p>3 第一種電気工事士免状は、次の各号の一に該当する者でなければ、その交付を受けることができない。</p> <ul style="list-style-type: none">一 第一種電気工事士試験に合格し、かつ、経済産業省令で定める電気に関する工事に関し経済産業省令で定める実務の経験を有する者二 経済産業省令で定めるところにより、前号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有していると都道府県知事が認定した者 <p>4 第二種電気工事士免状は、次の各号の一に該当する者でなければ、その交付を受けることができない。</p> <ul style="list-style-type: none">一 第二種電気工事士試験に合格した者二 経済産業大臣が指定する養成施設において、経済産業省令で定める第二種電気工事士たるに必要な知識及び技能に関する課程を修了した者三 経済産業省令で定めるところにより、前二号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有していると都道府県知事が認定した者 <p>5 都道府県知事は、次の各号の一に該当する者に対しては、電気工事士免状の交付を行わないことができる。</p> <ul style="list-style-type: none">一 次項の規定による電気工事士免状の返納又は次条第六項の規定による特種電気工事資格者認定証若しくは認定電気工事従事者認定証の返納を命ぜられ、その日から一年を経過しない者二 この法律の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者 <p>○電気工事士法施行規則 (昭和三十五年九月三十日号外通商産業省令第九十七号) (実務の経験)</p> <p>第二条の四 法第四条第三項第一号の経済産業省令で定める電気に関する工事は、電気に関する工事のうち、令第一条に定める軽微な工事、第二条の二に定める特殊電気工事、電圧五万ボルト以上で使用する架空電線路に係る工事及び保安通信設備に係る工事以外のものとする。</p> <p>2 法第四条第三項第一号の経済産業省令で定める実務の経験は、三年以上の従事とする。</p> <p>(第一種電気工事士の認定の基準)</p> <p>第二条の五 法第四条第三項第二号の認定は、次の各号の一に該当する者について行う。</p> <ul style="list-style-type: none">一 電気事業法 (昭和三十九年法律第七十号) 第四十四条第一項第一号の第一種電気主任技術者免状、同項第二号の第二種電気主任技術者免状若しくは同項第三号の第三種電気主任技術者免状 (以下「電気主任技術者免状」と総称する。)の交付を受けている者又は旧電気事業主任技術者資							

(様式 5)

判断基準が法令の定めにより言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準（申請に対する処分関係）

		資料番号	49	担当課	消防防災安全課
法令名	電気工事士法	根拠条項	4-2	許認可等の内容	電気工事士免状の交付
<p>格検定規則（昭和七年通信省令第五十四号）により電気事業主任技術者の資格を有する者（以下単に「電気事業主任技術者」という。）であつて、電気主任技術者免状の交付を受けた後又は電気事業主任技術者となつた後、電気工作物の工事、維持又は運用に関する実務に五年以上従事していたもの</p> <p>二 前号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると明らかに認められる者であつて、経済産業大臣が定める資格を有するもの</p> <p>（第二種電気工事士たるに必要な知識及び技能に関する課程）</p> <p>第三条 法第四条第四項第二号の経済産業省令で定める第二種電気工事士たるに必要な知識及び技能に関する課程は、次の表のとおりとする。</p>					
科目	内容				時間数
電気に関する基礎理論	<ul style="list-style-type: none"> 一 電流、電圧、電力及び電気抵抗 二 導体及び絶縁体 三 交流電気の基礎概念 四 電気回路の計算 				百
配電理論及び配線設計	<ul style="list-style-type: none"> 一 配電方式 二 引込線 三 配線 				三十
電気機器、配線器具並びに電気工事用の材料及び工具	<ul style="list-style-type: none"> 一 電気機器及び配線器具の構造及び性能 二 電気工事用の材料の材質及び用途 三 電気工事用の工具の用途 				九十
電気工事の施工方法	<ul style="list-style-type: none"> 一 配線工事の方法 二 電気機器及び配線器具の設置工事の方法 三 コード及びキャブタイヤケーブルの取付方法 四 接地工事の方法 				七十
一般用電気工作物の検査方法	<ul style="list-style-type: none"> 一 点検の方法 二 導通試験の方法 三 絶縁抵抗測定の方法 				十五

(様式 5)

判断基準が法令の定めにより言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準（申請に対する処分関係）

			資料番号	49	担当課	消防防災安全課
法令名	電気工事士法	根拠条項	4-2	許認可等の内容	電気工事士免状の交付	
	四 接地抵抗測定の方法 五 試験用器具の性能及び使用方法					
配線図	配線図の表示事項及び表示方法					五十
一般用電気工作物の保安に関する法令	一 法、令及びこの省令 二 電気設備に関する技術基準を定める省令（平成九年通商産業省令第五十二号） 三 電気用品安全法（昭和三十六年法律第二百三十四号）、電気用品安全法施行令（昭和三十七年政令第三百二十四号）、電気用品安全法施行規則（昭和三十七年通商産業省令第八十四号）及び電気用品の技術上の基準を定める省令（昭和三十七年通商産業省令第八十五号）					五十
実習	一 電線の接続 二 配線工事 三 電気機器及び配線器具の設置 四 電気機器、配線器具並びに電気工事用の材料及び工具の使用方法 五 コード及びキャブタイヤケーブルの取付け 六 接地工事 七 電流、電圧、電力及び電気抵抗の測定 八 一般用電気工作物の検査 九 一般用電気工作物の故障箇所の修理					五百七十
<p>(第二種電気工事士の認定の基準)</p> <p>第四条 法第四条第四項第三号の認定は、次の各号の一に該当する者について行う。</p> <ul style="list-style-type: none">一 旧電気工事技術者検定規則（昭和三十四年通商産業省告示第三百二十九号）による検定に合格した者二 職業訓練法（昭和三十二年法律第百三十三号）による職業訓練指導員免許（職種が電工であるものに限る。）を受けている者のうち、同法第十二条第三項第一号に該当する者又は同項第三号に該当する者で公共職業訓練又は認定職業訓練の実務に一年以上従事していたもの三 旧電気工事人取締規則（昭和十年逓信省令第三十一号）による免許を受けた者であつて、昭和二十五年一月一日以降屋内配線又は屋側配線の業務に十年以上従事していたもの四 前各号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると明らかに認められる者であつて、経済産業大臣が定める資格を有するもの						

(様式 5)

判断基準が法令の定めと言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準（申請に対する処分関係）

			資料番号	49	担当課	消防防災安全課
法令名	電気工事士法	根拠条項	4-2	許認可等の内容	電気工事士免状の交付	
<p>○電気工事士法施行規則第二条の五第二号の規定に基づき経済産業大臣が定める資格（平成十二年十二月二十八日号外通商産業省告示第九百二十九号） 電気工事士法施行規則（昭和三十五年通商産業省令第九十七号）第二条の五第二号の規定に基づき、同号の経済産業大臣が定める資格を次のように定め、平成十三年一月六日から施行する。 なお、昭和三十五年通商産業省告示第三百五十二号（電気工事士法施行規則第二条の五第二号の規定に基づく通商産業大臣が定める資格）は、平成十三年一月五日限り、廃止する。 電気工事士法施行規則（以下「規則」という。）第二条の五第二号の経済産業大臣が定める資格は、社団法人日本電気協会又は財団法人電気技術者試験センターが行った高圧電気工事技術者試験に合格し、かつ、当該試験に合格した後、規則第二条の四第一項に規定する電気に関する工事に関し三年以上の実務の経験を有していることとする。</p> <p>○電気工事士の認定を受けることができる者の資格を指定（昭和三十六年七月二十五日通商産業省告示第三百八十号） 電気工事士法施行規則（昭和三十五年通商産業省令第九十七号）第四条第五号〔現行＝四号＝昭和三十七年一月二月通商産業省令一八号により改正〕の規定に基づき、電気工事士の認定を受けることができる者の資格を次のように定める。 昭和二十四年六月一日から昭和三十六年十二月三十一日までの間において中国電力株式会社の支店の長が行なう電気工事員の技能認定を受けていること。</p>						